

～ マル福(重度心身障害者、母子家庭・父子家庭)を受給されている方へ～ 医療福祉費受給者証(マル福)の更新について

現在お持ちの受給者証の有効期限は、6月30日(日)までとなっています。7月1日(月)から使用する新しい医療福祉費受給者証を、6月下旬に各受給者宛に送付します。7月以降に医療機関等を受診する際には、新しい受給者証を医療機関等の窓口で提示してください。

なお、期限を過ぎた医療福祉費受給者証は個人情報などが記載されていますので、国保年金課へご返却いただくか、各自の責任において処分してください。

《ご注意ください!》

次に該当する方は国保年金課の窓口で手続きが必要です。

・令和6年1月1日以降城里町に転入された方

更新時に前住所地(令和6年1月1日現在)の令和6年度所得課税証明書が必要です。

・城里町外に居住する方の扶養になっている方

更新時に扶養義務者の令和6年度所得課税証明書が必要です。

・母子家庭・父子家庭で家族構成等に変更があった方

家族構成に変更があった場合には、すぐに国保年金課へご連絡ください。変更により資格を喪失した場合には、医療費の一部負担金を返却していただくことがあります。

・重度心身障害者で、障害年金の等級が変更になった方

障害年金の等級に変更があった場合には、すぐに国保年金課へご連絡ください。

***** 医療福祉(マル福・マル特)制度について *****

医療福祉(マル福、マル特)制度とは、医療保険を使って病院などにかかった場合の医療費一部負担金を助成する制度です。マル福は県と町の共同で、マル特は町単独で実施しています。

なお、保険が適用されない健康診断、予防接種、薬の容器代、差額ベッド代等は助成の対象外です。

■医療福祉(マル福、マル特)制度の申請はお済みですか？

マル福(マル特)は、制度の対象者であっても申請を行わなければ助成を受けることができません。

次の条件に該当される方は、国保年金課の窓口で申請を行ってください。

区 分		対 象 者
マル福	妊 産 婦	・母子手帳の交付を受けた妊産婦
	小 児	・0歳から18歳の誕生日後の最初の3月31日(高校3年生相当)までの小児 ※中学1年生～高校3年生相当は入院のみ
	重度心身障害者	・身体障害者手帳1級・2級および3級(内部障害)の方 ・療育手帳の判定が㊤、Aの方 ・国民年金の障害年金1級に該当する方 ・特別児童扶養手当1級の方 ・精神障害者手帳1級の方 など ※65歳以上の方につきましては後期高齢医療制度の被保険者となられた方を対象とします。 ※令和6年4月1日から以下の手帳重複所持者もマル福対象者となりました ・身体障害者手帳4級かつIQ50以下の方 ・精神障害者手帳2級かつ身体障害者手帳3級または4級 ・精神障害者手帳2級かつIQ50以下の方
	母子・父子家庭	・18歳未満の子を監護する母子家庭の母または父子家庭の父とその子
マル特	特例小児	・0歳から18歳の誕生日後の最初の3月31日(高校3年生相当)までの小児で、所得制限によりマル福対象外となった方 ・中学1年生～高校3年生相当の外来

※すべてのマル福制度には所得制限があります。マル特制度には所得制限がありません。

＜申請時に必要なもの＞

①健康保険証 ②所得課税証明書(転入等により城里町以外の市町村に所得の申告をされている方は、その市町村の所得課税証明書) ③マイナンバーのわかるもの ④障害の程度が確認できる書類(障害者マル福を申請する場合) ⑤IQの数値がわかるもの(IQ50以下の証明が必要な方のみ)

問合せ 国保年金課 ☎029-288-3111(内線607)